

【口腔衛生管理の強化(運営基準への包括化)】

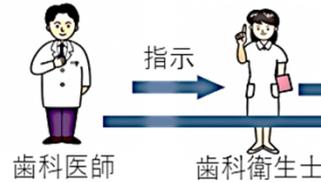
【省令改正、告示改正】

<大前提>

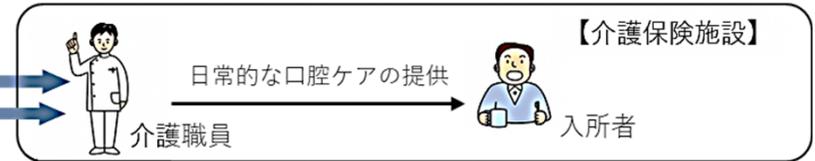
- 状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため口腔衛生管理体制加算を廃止(30単位/月)。
- 同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年の経過措置期間(令和6年3月31日迄)を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。

- (1) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に技術的助言及び指導(年2回以上)
- (2) (1)の助言・指導に基づき、口腔衛生管理体制の計画を作成。定期的な見直し。(施設サービス計画への記載でも可)
- <記載内容: 助言を行った歯科医師、助言の要点、具体的方策、実施目標、留意事項・特記事項>

<運営基準等における対応>



<口腔衛生等の管理に係る計画>



【口腔衛生管理加算】

- 歯科医師/歯科衛生士の助言・指導に基づく口腔衛生管理計画の作成
- 歯科衛生士が、実施記録を作成・管理
- 歯科衛生士が、入所者に月2回以上口腔衛生管理
- 歯科衛生士が、介護職員に対し、具体的助言・指導
- 歯科衛生士が、介護職員からの相談等に対応

● 状態に応じて口腔衛生管理計画の見直し

口腔衛生管理加算(Ⅰ)
90単位/月



● 計画策定時
・LIFEにデータ提出



● 計画変更時
3か月に1回
・LIFEにデータ提出
・フィードバックの活用

口腔衛生管理加算(Ⅱ)
110単位/月

- LIFE データ送信項目
- ・ 要介護度・病名等
 - ・ かかりつけ歯科医
 - ・ 入れ歯の使用・食形態
 - ・ 誤嚥性肺炎の発症・罹患
 - ・ 口腔スクリーニング
 - ・ 口腔アセスメント
 - ・ 実施した口腔衛生管理・助言等の内容

本資料は厚生労働省の内容確認を経て、公開しています